

令和9年4月1日開所小規模保育事業
審査基準書

令和8年10月
朝霞市

令和9年4月1日開所小規模保育事業 審査基準書

1 選定の流れ

令和9年4月1日開所小規模保育事業の選定に当たっては、朝霞市民間保育所等設置運営事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、書類審査、現地確認及びプレゼンテーション審査を実施します。

(1) 書類審査

書類審査は、事業計画書の内容や、応募者が公募要項「4 応募条件」に示す条件を満たしているか否かなどを確認します。満たしていない要件がある場合は、失格とします。

(2) 現地確認

現地確認は、委員会開催の事前に市職員が行い、周辺を含めた現地確認のほか、申請書類の内容や保育内容等について確認します。

現地確認及びプレゼンテーション審査に対応しない法人は、応募資格を喪失したものとみなします。

(3) 委員会による審査

委員会では、書類審査、現地確認及びプレゼンテーション審査を踏まえ、「2 提案内容の採点基準表」の評価項目に基づき、評価します。

各選考委員が採点したものを、その場で集計します。

審査を行った選考委員がすべて満点とした場合の総合計点の60%を基準点とし、応募者の提案がこの基準点未満の場合は不適格とします。

審査の結果、最高得点の法人を設置運営事業として選定します。このとき、本市及び委員会は、必要に応じて附帯条件を付すことを可能とします。

審査の結果は、文書で全応募者に通知するとともに、速やかに本市ホームページで公表する。

なお、委員会において、適した事業者がいらないとの選定結果になった場合には、設置運営事業者を決定しないものとします。

2 提案内容の採点基準表

採点基準は、次のとおりです。

No.	評価項目	視点
1	運営実績及び安定性 (10 点)	・本事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画、収支計画が策定されており、事業開始から継続して事業を行うことができる。 ・運営するにあたって、事業実績等が十分にあり、相応しい事業者である。
2	保育内容 (20 点)	・保育の基本理念や基本方針が明確である。 ・関係法令を理解し、保育園運営の熱意と意欲を有し、保育園運営の重責を果たし得るものとなっている。 ・子どもの人権に十分に配慮している。
3	職員の育成及び 資質向上 (10 点)	・現在運営している事業所での職員研修の実施状況。 ・保育の質の向上や改善のための取り組みを職員参加によって行っている。 ・職員の研修ニーズを把握し、定期的に職員の研修機会を確保している。
4	職員の確保 (10 点)	・小規模保育事業 A 型の場合に加点。 ・人材確保のための取組状況。 ・欠員が生じた場合の欠員確保の方策は十分か。
5	整備地域等 (10 点)	・整備地域や施設の利便性(駅からの距離、1階など)。
6	連携施設 (10 点)	・卒園後の連携施設の施設類型。 ・小規模保育施設から連携施設までの距離。 ※幼稚園を連携施設とすることは可能だが、加点はしない。
7	保育需要対応 (20点)	・認可定員の設定数が保育需要に対応しているか。
8	特別保育、その他評価 できるもの (10 点)	・評価できる取り組み。 (保育提供時間の長さ、一時保育や、休日保育、こども誰でも通園制度、医療的ケア児保育などの実施。)
合計 100点		